

議事日程(第5号)

令和元年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第70号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第71号 高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第72号 高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第73号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第74号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第75号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第77号 高鍋町附属機関設置条例の制定について
- 日程第9 議案第78号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第80号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議案第81号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第84号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第16 議案第85号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第86号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第87号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第88号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 追加1 日程第1 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 追加1 日程第2 議案第89号 高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟(設備)改修工事請負契約について
- 追加1 日程第3 議案第90号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)

- 追加1 日程第4 議案第91号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
追加1 日程第5 発議第5号 介護保険利用料原則2割負担化の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書

日程第20 議員派遣の件

日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について
日程第2 議案第71号 高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第3 議案第72号 高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
日程第4 議案第73号 財産の無償譲渡について
日程第5 議案第74号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第75号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第7 議案第76号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
日程第8 議案第77号 高鍋町附属機関設置条例の制定について
日程第9 議案第78号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第10 議案第79号 高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第80号 高鍋町消防団条例の一部改正について
日程第12 議案第81号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
日程第13 議案第82号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14 議案第83号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
日程第15 議案第84号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
日程第16 議案第85号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第86号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第87号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第88号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
追加1 日程第1 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部改正について

追加1 日程第2 議案第89号 高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事
請負契約について

追加1 日程第3 議案第90号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）

追加1 日程第4 議案第91号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

追加1 日程第5 発議第5号 介護保険利用料原則2割負担化の見直しの中止、介護従
事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見
書

日程第20 議員派遣の件

日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1 番	田中 義基君	2 番	永友 良和君
3 番	八代 輝幸君	5 番	松岡 信博君
6 番	後藤 正弘君	7 番	黒木 博行君
8 番	黒木 正建君	10 番	古川 誠君
11 番	中村 末子君	12 番	春成 勇君
13 番	日高 正則君	14 番	杉尾 浩一君
15 番	緒方 直樹君	16 番	青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長	横山 英二君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君

地域政策課長	……………	渡部 忠士君		
会計管理者兼会計課長	……………		鳥井 和昭君	
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	…………… 宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	…………… 杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	…………… 野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。令和元年第4回高鍋町議会定例会に付議されました案件は、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定についてから、選挙第1号高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてなど、20件でありました。

それぞれ各常任委員会及び特別委員会で審査を終え、本日、それぞれの委員長報告を待つところではありますが、先日、新たに3件の議案と2件議員発議が提案されましたので、先日10時15分より第3会議室において議会運営委員全員、執行部より副町長及び関係課長の2名の合計3名、議長、副議長はオブザーバーとして出席、また日程説明のため議会事務局と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回、新たに提案されました議案は、議案第89号高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事請負契約について、議案第90号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）、議案第91号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の3件であります。

執行部より説明を受け、意見を求めましたが、特に意見はありませんでした。

その後、議員発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、発議第5号介護保険利用料原則2割負担化の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書の2件について説明があり、委員の意見はなく、全員一致で追加提案することが決定いたしました。

その後、議会事務局より日程の説明があり、本日、日程第19の後に3件の議案と2件の発議を追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました追加1の5件を追加提案し、日程第19の次に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、追加1を日程第19の次に追加

し、議事を進めます。

日程第 1. 議案第 7 0 号

日程第 2. 議案第 7 1 号

日程第 3. 議案第 7 2 号

日程第 4. 議案第 7 3 号

日程第 5. 議案第 7 4 号

日程第 6. 議案第 7 5 号

日程第 7. 議案第 7 6 号

日程第 8. 議案第 7 7 号

日程第 9. 議案第 7 8 号

日程第 1 0. 議案第 7 9 号

日程第 1 1. 議案第 8 0 号

日程第 1 2. 議案第 8 1 号

日程第 1 3. 議案第 8 2 号

日程第 1 4. 議案第 8 3 号

○議長（青木 善明） 日程第 1、議案第 7 0 号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定についてから、日程第 1 4、議案第 8 3 号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてまで、以上 1 4 件を一括議題といたします。

本 1 4 件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。総務産業建設常任委員会の審査の報告をさせていただきます。

令和元年第 4 回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第 7 1 号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第 7 2 号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第 7 3 号財産の無償譲渡について、議案第 7 4 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 7 5 号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 7 6 号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、議案第 7 7 号高鍋町附属機関設置条例の制定について、議案第 7 8 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 7 9 号高鍋町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第 8 0 号高鍋町消防団条例の一部改正について、議案第 8 1 号高鍋町印鑑条例の一部改正について、議案第 8 3 号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてであります。

委員会は、12月11日、12日の2日間、第1委員会室において、委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。それでは、議案順に報告いたします。

今回、議案第71号、第72号、そして議案第73号は、関連議案ですので、一括説明、一括での質疑を行いました。

まずは、議案第71号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、農業政策課より令和2年4月1日に高鍋町総合交流ターミナル施設の建物を株式会社メモリード宮崎へ無償譲渡するため、同日に高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例を廃止するとの説明を受けました。

引き続き、議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、条例を廃止する経緯について説明を受けました。

平成30年12月に株式会社めいりんの里の株式を株式会社メモリード宮崎に売却、420株、1株5万円で、合計2,100万円を今回廃止する高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金に積み立て、基金の合計金額は2,398万円になるとのこと、そして、高鍋町総合交流ターミナル施設は、令和2年4月1日をもって株式会社メモリード宮崎へ建物を無償譲渡するため、これに伴い、同日に高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例を廃止するとの説明を受けました。

次に、議案第73号財産の無償譲渡についての説明を受けました。

建物については無償譲渡、土地については無償貸し付けをする、ことし6月に民間譲渡の募集を行い、正式に申請があったのは株式会社メモリード宮崎が1社で、譲渡予定者として決定いたしました。令和元年11月に建物無償譲渡仮契約書を締結し、譲渡予定者が決定、財産の内容は、名称が高鍋町総合交流ターミナル施設、住所、高鍋町大字上江6900番地、構造、木造一部鉄筋コンクリートづくり、1階の延床面積、1,729.52平方メートル、譲渡先は、株式会社メモリード宮崎、代表取締役吉田明夫、譲渡の期日は、令和2年4月1日、譲渡するに当たっては、今まで高鍋町が行ってきた事業を引き継ぐ形の譲渡が条件であることで、施設の用途は譲渡後の5年間は地域資源である温泉を活用し、都市住民との交流を通じて、農業、農村の活性化を図るとともに、町民はもとより都市住民に対し、健康増進と心身のリフレッシュの場を提供し、あわせて福祉の増進に寄与するために使用する、譲渡後に必要となる投資や更新事項は高鍋町と協議をする、定める期間内に施設を第三者に譲渡できない、入浴料の料金を変更する場合は高鍋町と協議をするという条件がついているとの説明がありました。

説明が終わり、議案第71号、議案第72号、議案第73号の質疑をまとめて行いました。

委員から、5年間の期限を定めているが5年目以降において補助金返還の義務は発生しないのかの問いに、そのときの協議になる、返還義務は発生しないとの答弁がありました。

委員から、5年後、株式会社メモリード宮崎が営業をやめたいというときはどうなるのかの問いに、そのときの協議となるとの答弁がありました。

委員から、建物は築何年かの問いに、18年となるとの答弁がありました。

委員から、5年以降に事業をやめた場合、建物を撤去する条件は入っていないのかの問いに、現在の建物以外に設置された建物については撤去義務が発生するとの答弁がありました。

委員から、建物の修繕を現在、高鍋町が行っているがその後はどうなるのかの問いに、令和2年4月1日からは株式会社メモリード宮崎が行うことになるとの答弁がありました。

委員から、固定資産税は入るのかの問いに、建物の固定資産税は令和3年度から課税されるとの答弁がありました。

委員から、土地の無償貸し付けには条件はついていないのかの問いに、使用目的の用途を条件で定めている。ほかの用途の建物を建てる場合には協議が必要となるとの答弁がありました。

まとめに入り、議案第71号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号財産の無償譲渡について、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、総務課より説明を受けました。この条例の第1条は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の資格や職業に対して、一律にかかっていた規定を設けている欠格条項の制度をそれぞれ個別に判断して対応するというものにして、成年被後見人の人権に配慮を行った改正であるとの説明がありました。

委員から、欠格条項とは何かの問いに、成年被後見人または被保佐人は一律に自衛隊や公務員の採用試験を受けられない、地方公務員の職員になれないなど、地方公務員法第16条に規定されているとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務課より説明を受けました。

この条例は、非常勤職員の適正な任用の確保を目的として、会計年度任用職員制度が設立されたことに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するもの

との説明がありました。臨時職員や非常勤職員などについては、法律的な根拠が不明確であることや、分限、資格や地位、懲戒処分の適用を受けさせること、同一労働、同一賃金を行わせるため、会計年度任用職員の制度を設け、全国で統一させるための法改正であり、現在の嘱託職員や非常勤職員は原則として会計年度任用職員制度に移行するとの説明がありました。

会計年度任用職員制度において、守秘義務や服務規程などが厳格化され、社会保険の加入、期末手当の支給が可能になる規定が整備されるとの説明でした。その後パートタイム会計年度任用職員制度の給与形態、勤務の説明を受けました。

委員から、パートタイム職員の賃金は時間が短くなる上、高くなるのかの問いに、午前9時から午後5時までとした現行よりは高くなるとの答弁がありました。

委員から、退職金はあるのかの問いに、パートタイム職員には退職金はない、フルタイム職員にはある制度だが高鍋町ではフルタイム職員は採用しないとの答弁がありました。

委員から、保育士の場合、労働時間はどうなるのかの問いに、ローテーションのシフト制で時間は変わるが、1日7時間、週35時間の労働時間は超えないとの答弁がありました。

委員から、水道課のパートタイム職員は何人かの問いに、上水道1名、下水道1名の合計2名である。1年ごとに配置をかえることはできないと考えるとの答弁がありました。

委員から、国からの交付税措置はあるのかの問いに、国は考えているようだが今の時点ではわからないとの答弁がありました。

委員から、賃金単価の前歴のあるなしの金額の差は何かの問いに、嘱託職員の前歴がある経験者は少し高い設定の金額になっているとの答弁がありました。

委員から、この制度で高鍋町にもたらすものは何かの問いに、給与の等級が1級から6級は現行の職員の格付と同じであり、守秘義務や研修に参加するなどその責任が生じる。採用についても厳しくなるとの答弁がありました。

委員から、高鍋町の人件費はどのくらい上がるのかの問いに、通勤手当や社会保険料を含めると財政負担が1億円の増加になると答弁がありました。

委員から、今後の人件費はどれぐらいの積算をしているのかの問いに、現在、一般会計ベースで1億8,800万円だが、総額で2億8,800万円ほどになるとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、総務課より説明を受けました。

会計年度任用職員制度の地方自治法の改正は、臨時職員の任用根拠を明確にするもので、任期付職員の詳細を定めるものとの説明がありました。

任期付職員とは、高度で専門的な知識や経験、識見を必要とする業務に従事させる場合や一定の期間に業務が終了すると見込まれ、能率的に運営する必要があるときに5年を超えない範囲で採用するものとの説明を受けました。

委員から、任期付職員を採用するのは具体的にどのようなときかとの問いに、事例として川南町では東京都の職員からヤフージャパンを経てネットオークションに精通した人材を高度な識見があると判断し、2年間任期付職員に採用されたことがある。

ほかに保育園の民営化が決まっていて、その上で保育士が必要な場合に、期限を決めて採用するなどの例があるとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定について、総務課より説明を受けました。

この条例は、地方公務員法第3条第3項第2号に示されている執行機関や附属機関である委員及び委員会は、法律または条令の根拠を必要とするので、条例で明確に定めるという規定があるが、高鍋町の場合、要綱や規則で決めていた。しかし、今回は会計年度任用職員制度の法律規定にあわせて条例で明確に定めるとの説明を受けました。

委員から、この条例の委員会委員には報酬を支給しないのかの問いに、高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1の表で、審査会、審議会、調査会などの委員及び構成委員の区分、そして専門委員、その他の非常勤職員の区分で報酬が定められているとの説明がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務課より説明を受けました。

地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員が創設されたため、多くの関係条例の改正を行うものとの説明がありました。特徴的なものは、高鍋町職員の懲戒処分による減給の対象を職員の給料だけでなくパートタイム会計年度任用職員の基本報酬も含める。職員の育児休業等に関する条例では、会計年度任用職員についても育児休業が取得できる。フルタイム会計年度任用職員についても特殊勤務手当が支給されるなど7つの条例の改正との説明を受けました。

委員から、特殊勤務とはどのようなものかとの問いに、職員の特殊勤務の手当に関する条例があり、町税徴収の強制執行に従事した場合、感染症防疫作業、家畜伝染病防疫作業や死体の措置に従事した場合などがあるとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号高鍋町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について、総務課より説明を受けました。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化を図るための関係法令の整備に関する法律が施行されたことから、地方公務員法第16条第1項が削除されたことによるものと説明を受けました。第2条においての分限、休職の期間は、会計年度任用職員については会計年度内で任命権者が定める任期の範囲内とするとの説明がありました。

質疑に入り、発言を求めましたが、質疑はありませんでした。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第79号高鍋町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号高鍋町消防団条例の一部改正について、総務課より説明を受けました。

この条例は、前議案同様、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化を図るため、関係法律が改正されることから1号が削除されたため、2号が繰り上がり1号になったとの説明を受けました。2号については字句の訂正との説明を受けました。

質疑に入り、発言を求めましたが、質疑はありませんでした。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第80号高鍋町消防団条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正について、町民生活課より説明を受けました。

成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備にかかわる法律の施行に伴い、成年被後見人の資格や職業に対して一律にかかっていた制限をそれぞれ個別に判断して対応するというもので、それに伴い印鑑条例も改正するとの説明がありました。条例改正により印鑑登録ができないものとして、成年被後見人は意思能力を有しないものに書き換えられる。あわせて住民票が紙媒体でなく磁器ディスクに保存されている場合、記載ではなく記録という表示に統一するため、字句の整理も行うとの説明がありました。

委員から、今回の改正によって、全ての成年被後見人が印鑑登録ができるようになるのかの問いに、法定代理人が同行し、成年被後見人本人による申請がある場合は、意思能力が有する者として印鑑の登録の申請を受け付けるとの答弁がありました。

委員から、印鑑証明発行についてはどうなるのかの問いに、印鑑証明は印鑑登録カードを持参した方に対して本人確認を行い発行しているとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について、上下水道課より説明を受けました。

平成31年4月1日施行の学校教育法の一部改正があり、学校制度の位置づけが変わり、専門職業人を育成する目的で、新たな教育機関として、専門職大学、または専門職短期大学制度が設けられたため、条例の43条と44条の一部改正を行うものとの説明がありました。専門職大学の前期課程の2年から3年を終了した者は、短期大学卒業相当の学位となるため条例に明記するということでした。43条第1項第8号の、または水道環境の部分の削除については、技術士法の一部改正によるもので、水道環境という文言が上下水道及び工業用水道に統合されるとのことでした。そして、今回の条例の改正により、現在の水道事業は何ら影響がないとの説明でした。

それから、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の有効期限が無期限だったものが5年更新となったことから、給水条例別表第3、指定給水装置工事事業者更新1件5,000円を追加するものとの説明がありました。

県内の手数料状況の資料が配布され、西都、児湯、国富町までの中部地区水道企業は5,000円で統一されたとの説明でありました。

委員から、更新手数料の根拠はとの問いに、高鍋町並びに近隣の下水道の更新手数料と同じ5,000円にしたことや、指定給水工事事業者が複数の自治体で指定を受けている場合、その事業者の負担が大きくなるように考慮したとの答弁がありました。

委員から、高鍋町に新規の事業者がいるのかの問いに、ここ数年、新規の事業者はいないとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第83号高鍋町水道事業給水条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第71号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。6番。

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

.....
午前10時37分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 挙手については撤回いたします。

○議長（青木 善明） 議案第71号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関

する条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これについては、先ほど報告の中で約1億円程度のお金が必要となるということだったんですけども、その一番大きい金額になる理由は何だったか聞かれましたかどうか、そこだけをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 総額で伺っただけで、大きい理由は聞いておりません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第79号高鍋町職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第80号高鍋町消防団条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第83号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） お疲れさまです。文教厚生常任委員長報告、第4回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について、議案第82号※高鍋町地域密着型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

報告については、議案順で行います。審査は、第4委員会室において、12月11日午後1時からと12日午前中の2日間、委員7名全員出席、担当課長、補佐、要点筆事務局2名参加のもと、行ってまいりました。

まず、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について、担当課より説明が行われました。

健康保険課から、元舞鶴荘跡に設置されている施設の経緯及び利用概要、募集経緯について説明がありました。募集に応じて、特定非営利法人ふあむ・ふぁーむ事業計画書を提出、新たにインターネットを利用などをすることによる認知度アップなどを図り、利用者増を目指すとの説明がありました。

委員より、これからの計画及び事業計画書の提出を求められました。資料については、終了後、提出でしたので、12日に再度、確認を行ったところです。これからの事業計画については、ホームページを作成、イベントなどを利用した利用促進を図る計画であることが答弁されました。

また、経営については削減できるのかの質疑に対して、今まで460万円の経費がかかっていたが、ふあむ・ふぁーむとの利用計画で新たに2部屋について利用することによる利用料収入が見込まれることにより、収入から支出を差し引いた収支において、減少する見通しであるとの説明がありました。

※後段に訂正あり

以上で質疑は終了し、討論も求めましたが討論はなく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号※高鍋町地域密着型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課より資料提出があり、高鍋町の保育の現状を図式によって説明がなされました。

高鍋町には認可保育所が6カ所、認定こども園3カ所、地域型保育所1カ所があり、これまでゼロ歳から2歳までの子ども預かり保育事業として小規模ながら1カ所ありますが、今まで制約要件がかなり細かく定められていましたが、これらを緩和する法整備が行われ、保育事業を支援することで待機児童をなくす方向性が出てきましたとの説明でした。

その要件の一つが、小規模保育事業では連携保育所を持つことなどが条件でしたが、役割の分担などを明確化し、町長が満たされると判断した場合、運営できるようになるという説明がなされました。また、成年被後見人に対する欠格事項があったが、削除されたことによる条項が繰り上がったものであるとの説明でした。

委員より、キヤノン内に保育所が設置された場合についての考え方はどうかとの問いに、事業所内保育所か、もしくは企業主導型保育事業所となるとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

済みません、議案第82号の「高鍋町地域型保育事業」を「高鍋町地域密着型保育事業」としましたので、これを訂正させていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。まず、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第82号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について、討論を行ないます。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について、賛成の立場で討論を行ないます。

※後段に訂正あり

今回、指定管理者の計画書もいただきました。もと舞鶴荘跡は全町民へ知られていないのが現状です。施設でどんな計画があるのか、まず地域の方々への周知を初め、知っていただくことが大事だと考えます。

次に、大切なことは、いろんなことに利用できる施設であり、健康寿命だけでなく子育て、障がい者の子どもたちなどへの多種多様な利用の仕方を踏まえて、切れ目のない学校生活などへの支援が広がることが期待されます。

もう一つは、先般、親が障がいを持つ子どもを殺してしまった事件が話題になっています。親への依存を初め、どうすれば社会参加のできる子育てが可能か、苦しんでおられる家庭も多いのではないかと思います。その方々も含めた生活支援を初め、学習や食事など、いろんな分野での活用が期待されます。指定管理者への期待を込めて賛成としたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第70号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第71号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論を行ないます。

基金については目的別基金があり、交流ターミナル基金もその一つでした。しかし、第3臨時会での基金活用は、基金が少なかったことにより利用されませんでした。しかし、今回、廃止を行い、レジオネラ対策資金として使われることが明らかにされましたので、資金の使途についての疑問は払拭されました。廃止することに賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第72号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号財産の無償譲渡について、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第73号財産の無償譲渡について、賛成の立場で討論を行ないます。

この施設については、赤字運営が長年続き、維持管理については、今まで大変な苦勞をされてきたことと考えます。今回、無償譲渡の提案があり、問題は、住民への周知及び利用に関しての不足が生じないかとの思いがありましたが、十分な議論を行っていることが理解できましたので賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第73号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第73号財産の無償譲渡に

については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の対場で討論を行ないます。

この案件は、地方公務員法第16条として欠格事項がありましたが、削除するというものです。また、会計年度任用職員と常勤職員との権衡を図られるようでした。日本は世界と比較して人権の問題を軽んじてきた風潮があります。子ども、女性、障がい者など世界から法の元の平等にしっかりと法制化することが求められてきました。遅ればせながらと言いたいのですが、今回、削除することとしている地方公務員法第16条がなぜあったのかという状況も考えさせられたことでした。住民対応に関して不測の事態が起きないのか、人事権を持たれている町長にはその任務がずしりとのかかってきます。また、自治体へも障がい者雇用に関して一定の割合での雇用促進が求められています。それをクリアするのは大変な状況にあることも承知しているところですが、今回の改正を起点により一層の障がい者雇用が広がることを期待しています。

また、常勤職員と会計年度任用職員の権衡をどのようにして図るのか、仕事の内容を専門化し、特化しての状況がスムーズにできるのかを期待して、討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これについては反対の立場で討論を行ないます。

確かにこの文言の中にはフルタイム、パートタイムという規定がありますが、総括質疑で明らかにされたことはパートタイムで1年雇用であることが判明しました。現在、臨時

を初め働いている方々へはアンケートなどとられたのでしょうか。そうであるなら、そのときに働き方改革で示された同一労働、同一賃金はどのような内容であるのか、どのようなものを納得した上で、来年からの仕事にも頑張ってもらいたいと考えています。

パートタイムで1年間で切りかえでは働く人の人間性を全く考えていないとしか言いようがありません。常勤職員が同じ立場であればどうでしょうか。私たちは試験を受けて職員となったのだからとでも言われるのでしょうか。私は違うと思います。

住民から見ればどの職員も一緒です。住民サービスが滞りなくできればそれが一番です。ましてフルタイムと規定してあるのはなぜでしょうか。パートタイムでしか雇わないということでしたら、こういう条項は必要ないと私は考えます。基本的にはパートタイムということなのかもしれませんが、ある自治体では、既にフルタイムで働けると思っていたら、わずか1日30分ぐらいしか変わらず、常勤職員と何ら変わらないのにと裁判などを視野に検討している人もいます。これではいい人材が集まるはずもなく、まして雇いどめと見られるような状況下になれば、いつ自分がとなると、常勤職員も集まりにくくなるのではないかとの懸念が生じます。

今、日本は働き方に関して世界から注目を浴びています。人間らしい生活のできる賃金体系を自治体から構築しなければ安心して働きませんし、災害などのときの対応も決してうまくいくはずもなく、寂しい限りです。

この討論をしたことにより、会計年度任用職員の働き方がかわることを期待して、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この会計年度任用職員制度導入についてですけれども、法の整備がされて2年ぐらいたったんだろうかというふうに思っていますが、その間、当局においては他自治体、それから県、そして何より職員団体との密な協議を重ねられた上での決定、結果のこの上程になっていたというふうに感じております。

その努力に関しては、しっかり認めさせてもらっております。その内容についてお話しすれば、先ほど反対討論にもございました、全ての任用職員がフルではなくってパートでの採用という点ではその勤務時間の変更によって、これまでどおり全ての業務がカバーできるかどうかという部分についての問題というのは見えてはきますが、これについては、職員の、一般職員の対応、それから任用職員、パート職員の頑張りなりというものについて、それなりの報酬等を与えるという部分から考えても、しっかり頑張ってもらいたいというふうに思っております。

もちろんその労働条件に関して、報酬計算のもととなります級の格付ですね、これについても、それから期末手当等の手当等についても、しっかりと配慮されているものというふうに判断しておりますので、そういう面でしっかりとしたものという判断をさせてもら

っております。

そういう面で賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第75号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行ないます。

質疑に対して、現在の高鍋町にはこのような雇い方をしている人はいないとのことでした。これからAI時代ではどのような能力を有している人が出てこないとも限りません。また、アスペルガーなどや発達障がい者の中には高度な知識を有し、特別な才能を持っている人もいます。そのような方々も一定の時間でも雇用することになれば障がい者の方にも門戸を開けることになりまして、その能力が広く社会へ認められることになれば、非常に大切な状況になると考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第76号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定について、賛成の立場で討論を行ないます。

今、高鍋町ではさまざまな諮問機関がありますが、諮問機関の中では一体どのような話し合いが行われているのでしょうか。質疑に対して人材が不足しているとのことでした。それは高鍋町だけではなく、全国で議員になり手がいないなど、深刻な状況ですが、それでも住民に意見を聞く場と人が大切です。議員活用もその一つですが、住民からはなかなか回ってこないとの不満がたびたび寄せられています。フットワークのよい人を住民は求めております。町政に関心を持ち、意見や苦情をしっかりと述べる人が必要です。そのためにも議会では議会報告会を行っています。以前のように、町政座談会などによる意見集約などを計画しながら、町民の意見をしっかりと述べる会議となることを期待して、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第77号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。11時15分より再開いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

次に、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第79号高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号高鍋町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第80号高鍋町消防団条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正について、賛成の立場

で討論を行ないます。

全ての条例改正において、成年被後見人についての条項が削除となりましたが、意思能力を有しないものとしたことについてはやむを得ないと考えております。その中において、成年被後見人に対しての損害が出ないように、配慮して、法令をしっかりとすることは大切であると考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第81号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案82号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第83号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成

議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第83号高鍋町水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第84号

- 議長（青木 善明） 日程第15、議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件は、一般会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

- 一般会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 令和元年第4回高鍋町議会定例会において、一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は12月11日から16日の3日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の議員出席のもとに執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行っております。なお、13日のみ黒木博行議員が欠席しております。

初めに、健康保険課です。今回の補正は、国民健康保険特別会計繰出金と後期高齢者医療特別会計繰出金であり、その説明を受けております。

町民生活課です。補正の主なものは通知カード、個人番号カード関連事務に係る費用で、国からの交付金見込み額に応じて当初入力分との差額を増額補正するものであります。また、債務負担行為の追加として廃棄物委託3件、保守点検委託4件、その他施設等管理委託として4件の合計11件の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、マイナンバーの普及率はとの質疑に14.52%の答弁でありました。

次に、社会教育課です。補正の主なものは、県外大会出場奨励金、これは当初予算に対し11月末時点での執行残高が4万円となったため、近年の決算ベースを考慮し、今後の申請に備え増額するとの説明、そのほか舞鶴ロードレース資器材リース料、MASUDAスタジアム本部1塁出口側のドア修繕についての説明を受け、質疑に入っております。

委員より、ピッチングの耐久年度はとの質疑に、三、四年に一度の頻度でホイル交換をしているとの答弁。

ほかに委員より、県外大会の1人当たりの奨励金はとの質疑に、1名につき九州内では1万円、九州外では2万円との答弁でありました。

次に、教育総務課です。補正の主なものは、県指定研究学校委託金、これは小学校において、体育の授業の充実や教育活動全体を通じた体育活動を推進することにより、児童の体力の向上や増進はもとより、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりの充実

を図ることを目的とした研究への委託金との説明、そのほか顧問教諭の病休取得に伴う外部指導者の謝礼の支払い不足が生じたための補正、また債務負担行為では、教育委員会事務所借り上げ等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、新しく建てる商工会館に事務所を構えるとあるが、教育委員会等が借りる事務所は何階部分になるのかとの質疑に、町民の利便性を考え、1階に構えることが条件となっているとの答弁。

委員より、高鍋町が新たな庁舎を建設したほうがよいのではとの質疑に、庁舎を新築、全面改修、部分改修で考慮したが、いずれの案にしても単年度に多額の予算が必要となり厳しいと判断した。商工会館1階を賃貸することになれば、毎年度の財政支出の平準化が図れるメリットがあるとの答弁。

委員より、令和32年度以降の家賃はどうなっているのかとの質疑に、現時点ではお答えできないとの答弁でした。

なお、委員より、家賃については検討の余地があるので、交渉で詰めるよう意見が出ております。

そのほか、健康づくりセンターとさらなる連携を図りたいとの説明もあったことから、駐車場についても安全に駐車しやすい環境づくりを図るよう意見が出ております。

次に、福祉課です。主なものは、放課後児童健全育成事業、これは放課後クラブにおいて、障がい児を受け入れるため放課後児童支援員等を配置するとの説明、また、子ども医療費助成では、今後の支出見込み額増額に伴い増額補正するものと説明を受け、質疑に入っております。

委員より、障がい児に対応できる支援員の配置とあるが資格要件はあるのかとの質疑に、資格要件はないが研修を受けた方や熟練の方に支援が必要な障がい児についていただくとの答弁。

委員より、障がい認定審査の審査内容はとの質疑に、大きく分けて5項目あり、1、移動動作、2、身の回りの世話、日常生活、3、意思の疎通、4、行動障がい、5、特別な医療に関連する項目など、計80項目になるとの答弁でありました。

次に、農業政策課です。補正の主なものは、高品質茶生産技術確立支援事業補助、これは全国的に多発傾向にある害虫、クワシロカイガラムシは防除適期の把握が難しいことから、薬剤散布から収穫時期までの期間に余裕を持たせ、速やかな駆除を目的とした補正との説明。

次に、アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助、これは国内では豚コレラが蔓延し、中国周辺諸国ではアフリカ豚コレラの発生が拡大していることから、養豚農家に対し、感染要因とされる野生のイノシシの農場への侵入を防止するための防護柵の費用との説明、そのほか、農業基盤整備・促進事業と農業人材投資事業補助などの説明を受けて質疑に入っております。

委員より、部分林の売り払いの杉、ヒノキは何年くらいたった林木なのかの質疑に、昭

和40年に林植したもので、約50年ほどであるとの答弁。

委員より、イノシシは土を掘って内部に入ると聞くと防護柵で侵入は防げるかとの質疑に、防護柵に返しをつけて土が掘れないようにするとの答弁でありました。

次に、地域政策課です。補正の主なものは、百済王伝説等活用市町連携推進協議会負担金、これはインバウンド及び観光客誘致を目的に取り組んでいる高鍋・木城、九州オレレのオープニングイベントにかかわる費用負担との説明。次に、東京2020オリンピック聖火リレーに伴うサポートランナーにかかわる経費の補正、そのほかに地方バス路線維持費補助金、企業立地補助、雇用促進奨励金などの詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、サポートランナーは小中学生を想定しているとあるが既に決まっているのかとの質疑に、サポートランナーの選定方法等については、組織委員会へ事前承諾をしてもらう必要があり、現段階ではその承諾をいただいている状態であるとの答弁。

続けて、委員より、サポートランナーユニフォーム代では、隣接する町の小中学生のサポートランナー対象となっているが、各町に応分の負担を求めないのかとの質疑に、これは、近隣の町では高鍋町に聖火ランナーが走るということで、高鍋町だけでなく隣接する町の小中学生にもサポートランナーとして参加していただこうと、組織委員会に提案したものであり、高鍋町がその費用を負担するとの答弁。

委員より、聖火ランナーが走るルートは決まっているのかとの質疑に、現在、最終調整中であり、また正式に公表されていない。12月17日に公表予定であるとの答弁でありました。

なお、高鍋町では聖火ランナーが走る日は来年4月26日であるとのこと。

次に、建設管理課です。補正の主なものは、道路維持費、維持整備事業や社会資本整備総合交付金事業であります。今年度、事業確定による調整などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、路肩のり面補修の工事方法の質疑に、損傷しているのり面をもとの形に戻し、人工芝を張り、山側から流れる雨水が損傷した箇所に流れないように工事を行うとの答弁。

委員より、楠木・青木線の道路排水改修は側溝をつけるのかとの質疑に、雨水がたまりやすいポイントごとにためますを設置し、ビニールパイプで県道側の側溝に流すとの答弁でありました。

次に、税務課です。補正の主なものは滞納処分手数料、これは相続放棄された固定資産の滞納処分を実施するに当たり、家庭裁判所に相続財産管理人の選任申し立てに必要な予納金の納付が必要なための補正とするものであります。委託料では、消費税が8%から10%に引き上げたことに伴う不足分の補正の説明を受けております。

次に、議会事務局です。補正の主なものは交際費、これは通年ではない交際費の支出があったことに伴い、その不足分を補正するもの、また需用費では議会だより1ページの単価が3円から3.18円に増加したことに伴う補正の説明を受けております。

最後に総務課です。補正の主なものは、防災無線用の無停電電源装置のファンの蓄電池

交換、旅費では、町長、副町長の研修関係、企業誘致、要望活動の補正。そのほか秋月種茂公没後200年シンポジウムの講演会謝礼などの詳細説明を受け質疑に入っております。

委員より、蓄電池の耐用年数はとの質疑に2年半から5年であるとの答弁、さらに委員より、年数の違いがあるのはなぜかとの質疑に、蓄電池は温度によって耐用年数が変化すると答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論あり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場で討論を行いません。

アフリカ豚コレラ対策を初め、農林水産業費、そして福祉に関して発達障がい者保育事業において、加配措置、特段の配慮予算となっておりますが、願わくば、専門知識を有し、今まで対応してきた経験のある保育士の配置が望ましいところは考えております。各課とも資料整備し、議員が審査しやすい体制で臨まれたことは評価いたします。当初の総括質疑でもらっていた教育総務関係の商工会議所建設のあかつきには、家賃※30万円で30年間の債務負担行為が出ていることについては、資料が提出されてびっくりいたしました。

商工会議所の会員の皆様に何名かお伺いしたところ、びっくりされておりました。その理由第1は、まず商工会議所を建設するのになぜ1階部分を役場に貸さなければならないのか、2は、建設予定の概要も聞いていないのになぜ家賃がさきに役場が出すのか、2は、建設ありきでの計画ではないのか、どのくらいの規模なのか、4は、商工会議所のメンバーはどのくらいの負担をしなければならないのか、具体的には聞いていないなどの意見が多くありました。

健康づくりセンターの建設時に美術館の建設にかかわる問題点を数多く指摘してまいりました。美術館の建設時、高鍋町全体が水の多く出る地域であること、特に山の水が集中すること、沼地ではないが地盤安定が望めないことをお話しました。大丈夫との判断をしたということで建設は始まりましたが、予想に反して多額の費用負担がその後、追加をされました。それにもかかわらず、現在多くの亀裂が生じていることなどを考えたとき、健康づくりセンター建設では、プールにかかる水を張るため、重さに対しての準備はできているのかなど心配をして、多くの苦言を呈しました。同じ場所で建設、それも商工会議所が建設のため、このような不安をしっかりと述べる場がないこと、建設に関してきちんとした広報を初め、指名競争入札などの方法がとれないことなどを考慮すると、不安要素が大きく、到底容認できる状態ではないこと、また建設費がどのくらいかかるのかも審査で

※後段に訂正あり

きないことなどを考えあわせたとき、教育総務課が出しているメリット部分が、すなわちデメリットとなること、また、今のままの駐車場利用ができることなどもあるようですが、駐車場と建設予定の場所とは離れています。おまけに今の駐車場はハローワーク、法務局のための駐車場といっても過言ではありません。選挙などのとき、事前投票のとき、わざわざ利用者のために開ける工夫がなされています。

また、教育総務課、社会教育課のために利用される方々にお聞きしたところ、離れたところに駐車しなければならないと不満を口にされました。健康づくりセンターのプール利用者の駐車場及び検診時の駐車スペースについては、雨の日は傘をさしていかなければならないため、これまた住民からはブーイングです。

私は、教育総務課の審査のときに申し上げました。商工会議所はどのくらいの建設費なのか、もし借金となるとどのくらいを借金して、どのくらいの返済となるのか、詳しい情報はこちらには一切ありません。逆に高鍋町が建設をして、商工会議所に対して※30万円の家賃でといったらそれでもいいとおっしゃるのでしょうか。建設費用がないと言われますが、単年度で建設費用を出したことはいまだありません。借入入れを初め、何らかの方法が見つかると思います。このような計画を出されると、なんだか町長に忖度するようで非常に残念な思いです。

町政と商工会議所は別個の団体です。私は39歳で議員となり、当時は商店街もにぎやかで本当に嬉しい状況でした。しかし、景気が低迷すると同時に、商工会議所というより商人の方々からは役場は何もしてくれないとか、役場職員、議員は商店街で買い物をしないといったようなお話を再三耳にするようになりました。商店街のための予算獲得でも当初の資金が不足するからと議会運営委員会の研修費を使い、研修会とあわせ商工会議所のまちなか活性化事業への支援を行ったこともありました。

そのような状況を商店街及び商工会議所の皆さんには理解していただけないのが現実です。町の財政は、商店街及び商工会議所のためにはありません。住民のために何かできること、あるのではないかと考えました。30年間、※毎月30万円出し続けることは約束できないというのが率直の思いです。

自治体の予算については赤字になってもだれが責任をとるわけでもありません。結局、最後は住民が責任をとらなければならない状況です。これから住民は減るばかりです。※毎月30万円という保障をここでしてしまったら、今いる議員の誰が責任をとれるでしょうか。もちろん、私などはこの世に存在しない人物です。このお金があれば毎月10万円ずつ農業後継者へ支援することが3世帯にはでき、30年間には30もの農業者が生き生きと頑張ってくれるのではないかと期待できます。

使い方は皆で決めて夢のある高鍋町をつくることにもなります。大きな誘致企業が来ました。この企業が10年先、税金を年間2億円いただけるようになれば、私がここで言ったことはごまめの歯ぎしりとなるでしょう。それは、誰にもわからないことです。

ある方が、また戦争があり、まちが焼かれたらいいのにと恐ろしいことを言われました。

※後段に訂正あり

その方は焼け野原を、これは全部自分の土地だと言いたいのだそうです。私は、その方に、人が死ぬとき私も死にたい、1人では生きられないからと言いました。その方はそうだねと言って肩を落とされました。人がいるから生きられるしまちがあるから高鍋町なんです。「そして誰もいなくなった」の小説ではありませんが、人がいるから町であり自治体です。高鍋町の将来をしっかりと見据え、今議員として何ができるのか、今こんな判断をしているのか、自問自答した議会中でした。悔しいのは、私としたことがなぜ総括質疑で問い正せなかったのか悔やまれます。今となってはもがりながら反対討論をすることが私の使命だと考えます。

以上で、反対討論といたします。まだ言い足りませんが、これで終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 「30万円」のところ、先ほど議長から指摘を受けました。「30万円」のところを「年間840万円」ですね、「30万円」のところを「年間840万円」に変更しますということ。

○議長（青木 善明） 831万6,000円です。

○11番（中村 末子君） その金額としたいと思います。よろしくお願いします。教育総務課の、よろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算に関しましては、現在、春季スポーツキャンプに5チームが来ていただく予定ですが、そのチームに対してのスポーツ合宿補助やキャンプに備えての備品修理の予算、農業に関しては、農作物に対しての防除への補助、アフリカ豚コレラ蔓延防止対策、甘味資源作物の生産向上への取り組み、次世代を担う農業者への補助金増額など、また企業立地奨励制度により町内企業のチャレンジへの後押しや雇用の促進も進んでいるようですし、十分評価できるものだと思います。

また、今回は、教育委員会事務所等借上げ料の債務負担行為の補正が提案されましたが、私が一般質問で提案しましたとおり、人口減少による財源の減少が予測される将来、各自治体で全ての公共施設を建設し、管理していくことは難しい時代になってきます。

これからは、公民連携事業、PFIやPPPなどを活用し、民間のメリット、行政のメリットを考え、協力、連携して持続可能なまちをつくっていくことが必須だとも言えます。

今回の債務負担行為の提案は、これから未来に向けての取り組みの最初の一步とも言え

る取り組みだと思えます。そして、財政負担の平準化の面からも、これからはこのような民間にできることは民間に委ね、コスト縮減を図りつつ、民間の力を借りた多くの取り組みが行われますことを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、教育総務課の審査の中で、高鍋町教育委員会や社会教育課の事務所が高鍋商工会議所が新築する商工会館に年間831万円の家賃で30年間の契約ができるという債務負担行為の設定をすることについて反対するものであります。

現在の事務所が老朽化していることは理解できます。しかし、財政が厳しいことや経費削減で文教のまち高鍋と言われる高鍋の教育委員会が商工会議所に間借りするというのは、私は恥ずかしいことだと思っております。新築のうちはいいでしょうが、10年、20年と経過するうちに不都合があらわれ、肩身の狭い思いをすることになることが容易に想像できます。それに商工会議所の会館建設の費用を高鍋町が30年間、財政の保障するようなもので不健全な行政運営だと町民から疑問を持たれるのではないかと心配をいたします。

私は、企業誘致が進むことで、高鍋町の財政が豊かになり、そのうちに立派な教育委員会の事務所が建つことを期待いたしておりました。まさか教育委員会が間借りするような事態は想像しておりませんでした。

このようなことでは、企業誘致に使い過ぎた財政の負担を弱い立場の子どもたちや教育機関に押しつけるように思われてしまいます。教育委員会は高鍋町より独立した機関です。子どもたちの教育や指導現場の中心になる場所です。高鍋町教育委員会や社会教育課の事務所はちゃんとした施設を高鍋町はつくるべきと考えます。

よって、議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）については、反対といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正、御承知のとおり、厳しい地方財政の状況にある中で11の各課、局にわたる必要最小限の補正予算の捻出を計上されたことに、苦心、苦慮されたことはよく伺えるものだというふうに判断します。財政状況厳しいからこそその提案だろうと思っておりますが、その中で、特に先ほどからあります。これは特別委員会の中で多く質疑等がありましたんですが、教育委員会事務所等借上げ料の債務負担行為の補正についてでございます。確かに借上げ料の発生時期が明らかでない状況でありながら、この12月の議会で補正することについて若干の唐突感はあるという御意見も伺いましたが、では、予算上で本来の借上げ料が提示されることになるであろう近い将来の議会、あるいはそこまでに開会される議会、これにあわせて上程さえすれば、正当で筋の通るものかということ、それ

はそうなるとその時点まで議会を含めた町民の間の明確な協議の俎上にのせるその機会を失するものということになるかと思います。それらの意見等を反映できないことになってしまいます。それは避けるべきとの、町執行部の一つの思いが今回の補正上程であろうというふうに思っております。町民議会への周知を進めるという意味でよく理解できますし、評価できるものだろうというふうに思っております。

今回、この事案を表明されたんで、我々議会としましても、しっかり今後検討を始めていくべき事案だというふうに認識をしているところですが、執行部におかれては広く町民の意見を反映できるように対応を練って、とって、関係団体や組織としっかりその内容を練り、議会特別委員会の中でも提案がいろいろありました。さまざまなアイデアとか手法とかこれを生かすことができるようにしっかり努めてもらいたいというふうに願う次第でございます。

この案件以外の今回の補正全般の内容も含めて、執行部のこの補正上程にいたるまでの意思と判断を尊重しまして、この補正予算に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第84号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．議案第85号

日程第17．議案第86号

日程第18．議案第87号

日程第19．議案第88号

○議長（青木 善明） 日程第16、議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第19、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） それでは、御報告いたします。

令和元年第4回定例会において、引き続き、総務産業建設常任委員会に付託された案件

は、議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。委員会は、12月11日、12日の2日間、第1委員会室において委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。それでは、報告いたします。

議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、上下水道課より説明を受けました。令和2年度の浄化センター維持管理委託費に債務負担行為を行うもので、運転管理委託については、日本下水道協会の発行している下水道施設維持管理積算要領の歩掛かりの積算で、3,221万5,000円を限度額として設定するというものです。汚泥運搬処分委託は、単価契約1トン当たり1万3,300円、内訳として汚泥処分見積もりで8,800円、運搬距離9キロで4,500円で計上しているとの説明がありました。

質疑に入り発言を求めましたが、質疑はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長、報告を終わります。

これから、議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 第4回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第86号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての3件です。

報告については議案順で行いたいと思います。審査は第4委員会室において、12月11日午後1時からと12日の午前中の2日間、委員7名全員出席、担当課長、補佐及び職員、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。

議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、健康保険課から資料をもとに説明がなされました。

まず、電算システム改修に関しては、資格確認に対して、これまで世帯ごとの保険証であったものを個人ごとで確認できる2桁の番号追加記載することや、将来、マイナンバーカードなども使えるようなシステムの変更を行い、レセプトなど一元的な管理運営をスムーズにできるように変更するものであるとの説明がなされました。療養費払い戻しに関

しては、被保険者が退職後の手続きを怠り、国保ではなく、社会保険での支払いをしたことにより、療養費の払い戻しが生じたとのことでした。

委員より、退職後の保険変更については、会社などでの説明をしっかりと促す必要があるのではないかとの意見が出されました。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、健康保険課より医療給付費負担金を多く支払っていたことによる返還金が生じたこと、負担金は全額一般会計より繰り出されていたため、同額を一般会計へ繰り出すものであるとの説明がなされました。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、健康保険課より債務負担行為のみの提案であるとの説明がなされました。

委員より、認知症初期集中支援事業委託というのがあるがどういう事業かとの問いに、新富、高鍋、木城の3町合同で行っている事業で、家族がいる場合は認知症などは見つけやすいが、ひとり暮らしなどについては見つけにくい状況にあり、包括支援センターで訪問し、医師の診断を受けることなどを勧め、困難なケースに対して速やかに支援できる体制を整えるためのものであり、医師もかかわることになるので、委託事業費が高くなっているとのことでした。

また、委員より、健康寿命に関していきいき百歳体操などへの支援も強めることの要望が出されました。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第86号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論を行ないます。

債務負担行為のみのものでしたけれども、その中には、認知症地域支援推進事業委託を初め、認知症に対するいろんな対策が講じられていることが伺えます。今、高齢者が老々介護を初め、いろんな形で認知症など患っても、地域の人を知る由もないという状況も大変ふえてまいっております。その中で、包括支援センターを含め、さまざまな形でいろんな連携ができることを期待しています。

また、厚生労働省は、健康寿命、いわゆる健康で長生きの方針を打ち出しておりますけれども、そのことについてノルディックウォーキング委託、また介護予防教室などしっかりと運営されることが期待されるものです。

これに加えて、自治公民館で行われているいきいき百歳体操も幅広くなって、本当に担当課の努力が伺えると、私は思っております。みんなと共有できる健康寿命、これを皆さんの合言葉にできるような運営ができるように期待をして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第88号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。1時10分より再開いたします。

午後0時02分休憩

午後1時09分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

追加1日程第1. 発議第4号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第1、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、提出者、緒方直樹、賛成者、田中議員、永友議員、黒木正建議員、八代議員、古川議員、後藤議員、春成議員、黒木博行議員、日高議員、杉尾議員、以上になります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14号第2項の規定により提出いたします。

内容を読み上げます。発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。国の特別職の職員の期末手当の改定に順じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、議員期末手当の支給月数を年額で0.05月引き上げるものであります。

詳細を申し上げます。まず第1条の改正内容は、12月期の期末手当を現行100分の152.5を100分の157.5に改めるものです。

次に、第2条の改正内容は、令和2年度からの年の支給月数は100分の310となるため、6月期、12月期と同じ月数を100分の155と改めるものであります。

附則第3項の規定においては、既に支給されている本年度分の期末手当を内払いとするものであります。

以上になります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 4点だけお伺いしたいと思います。町内の商業者及び在住者における期末手当の現状はどうだったのでしょうか。議員としての仕事についてはどうお考えでしょうか。この1年間の議会での一般質問者及び質疑者についてはどうでしょうか。住民への聞き取りはどうされたのでしょうか。この4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） まず町内のということですけども、そちらについては調査しておりません。議員の仕事の考えということによろしかったと思いますけども、議員の仕事とは町政に対する監視で、それに対して、町民に対し報告義務等が、そういうことがある

と思います。

済みません、ちょっと聞き取れなかったもので、質疑に関してというのは何でしょうか、ちょっとそこだけ、ちょっと教えてください。（発言する者あり）

それについては、調査等はしておりませんが、12月から今に至るまで、かなりの質疑を、一般質問をされているとは思っております。

最後の住民についても聞き取り等は行っておりません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜ聞いたかということはおわかりだろうと思います。これいじわるでしているわけではないんです。やはり、議員として住民への聞き取り及び、やはり住民の皆さんからしっかりと議員の仕事についてのお話を聞いたりとか、そういうことをしっかりとしないとかやって議員報酬、期末手当を上げていくとか、議員報酬を上げるという提案にいたるまでには相当のきちんとした数字を持っておかないと住民に対して、私失礼ではないかなというふうに思うんです。だから、この案件が出されたことによって、私は町内における、町内在住者の期末手当の現状というのをしっかりとやっぱり聞いておく必要があったんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういうことも調べないで、ただ単に自分たちの期末手当を上げるということ、これは、やはり議長、許すべきじゃないと思うんですよ。そういう提案をする前には、しっかりとそういう調査も行い、しなければならぬというぐらいの気持ちで、やっぱり望んでいただかないと、質疑をする、もう肩透かしを食らうじゃないですか。

そんなこともちゃんと調べていない、何もしていない、町民との接点も持っていない、そういう状況の中では、本当に私は議員としてじくじたるものがあると言わざるを得ないんですよ。

だから、最低、住民、自分の周りだけでもいいですけど、やっぱり聞かれましたか、聞いてない、一切聞いていないということなのか、期末手当の現状というのはどうなのか、私はちょっともう一度、再度お答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 同じ回答になりますけれども、住民の方にそのようなお話は聞いておりません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する議員発議提案については、反対する立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、先月、第3回臨時議会において、弁護士委託料90万円が可決されました。これは、議会だよりの議員の原稿を無断で書きかえたために憲法第21条表現の自由の侵害、高鍋町民の知る権利を妨害したとして、議会広報委員5名が裁判所に訴えられ、高鍋町が被告になったものです。

これは、国家賠償法において議員が特別公務員として守られているので、議員を直接訴えることができなかったからです。このような裁判費用を町民の大切な税金で支払うことは、町民の知る権利を守るために訴えた私としては大変不本意であります。ましてや、このようにときに議員の期末手当を上げる条例改正案を出すことについては、到底町民の皆さんには理解してもらえないと思います。

いずれこの事態を町民が知ることになります。そのとき、議員のモラルを問われます。そのとき、どう説明していいのか返す言葉ありません。そして、議員の報酬を上げるためには、例え少ない金額であっても町民の皆さんに理解される議員活動を行うよう努力をしなければなりません。そのため、今回の議会の議員の報酬、費用弁償、及び期末手当に関する条例の一部改正をする議員発議については、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

追加1日程第2 議案第89号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第2議案第89号高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第89号高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第89号高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事、工事場所は、高鍋町総合交流ターミナル施設、高鍋町大字上江6900番地、契約の方法は指名競争入札、契約金額は6,710万円、契約の相手方は高鍋町大字蚊口浦5622番地1、株式会社琴弾、代表取締役堀内昌彦でございます。

なお、この工事につきましては、令和元年12月4日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社宏和工業高鍋支店、株式会社琴弾、株式会社中岡工業、株式会社山口鉄工建設の4社でございました。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 浴室等改修工事請負契約については、どんな内容であるのかということをおまづ説明していただけたらと思います。

それと、この契約金額については何%のものであるかということをお答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） まず、浴室等改修工事の内容について御説明いたします。

これは、第3回の臨時会のほうでも説明をさせていただいて、資料のほうもお渡ししておるんですけども、こちらの設備のほうでレジオネラ菌を発生させないために貯湯槽の温度を60度以上に保つ設備の追加、全ての浴槽の循環配管の撤去、多くなって完全かけ流しとする。また、維持管理、衛生管理が容易となるように、今の配管をなくして外部配管にするなどの改修を行う予定としております。

工事の概要については以上でございます。あとはタンクのほうもその温度に耐え得るタンクに取り替えるというような内容となっております。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 落札率につきましては98.5%でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ごめんなさい、何度も確認をします。そうでないと、やはり財産の譲渡というものをやっていく過程で、やはり不備があつてはいけないと思いますので、再度、確認させていただきたいと思います。

高鍋町の温泉源、一番源から出てくる温度というのは何度あつて、その60度以上じゃないといけないということがありますが、それが、その間の管では、多分ずっと行っているから大丈夫じゃないかなというふうな思いはあるんですけど、その確認だけちょっとさせていただけたらと思います。そこを確認しておかないと、再度もしレジオネラが発生したということになったりすると、非常に無償譲渡であっても譲渡先に対して御迷惑をおかけする状況が出てくるんじゃないかなと、大変心配しますんで、そこだけちょっ

と確認させていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 源泉からわき出る温泉の温度なんですけども、43度ぐらいだったと思うんです。ちょっと済みません、手持ち資料であれなんですけども、そこから温泉施設のほうにパイプラインを通って、今回、温泉水を送って、今回の改修工事で温泉の中に入って60度に上げる。結局、レジオネラ菌がもう60度以上の温度になると生存できなくなるということになりますので、簡単に申し上げますと、温泉の浴槽から蛇口をひねり、そこから出てくるものにはレジオネラ菌はもう存在していない状態に今度はなるということでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） ちょっと工期の確認だけ再度確認したいんですが、4月1日までは引き渡すということになっているんですが、品物自体が、この間、確認したときに、大分工期がかかる品物が多いなと思っていたもんですから、それについてちょっと教えてください。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 議員が申されるとおり、かなりスケジュールがタイトとなっております。そこで間に合うように、さきに施工管理業者のほうにはもう委託契約を結んでおりますので、そちらのほうにもそういった準備のほうをお願いしておりまして、工期内に終わらせようとしているところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑は終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第89号高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事請負契約について、賛成の立場で討論を行ないたいと思います。

何度も確認をさせていただきました。これでレジオネラ発生については完全に払拭されていくものというふうに、私は思ったところです。この金額が98.5%というのが妥当なものなのかどうかということは、町民の皆さんに、また私もお知らせをして、反映させるところではございます。しかし、早急にしないと、これは工期内にはしっかりと対応できないという状況もあります。そして、皆さんに安心して浴室に入ってください状況をしっかりをつくっていくことが、無償譲渡先への私たちの地方自治体の配慮でもあると考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第89号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第89号高鍋町総合交流ターミナル施設浴室棟（設備）改修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

追加1日程第3. 議案第90号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第3、議案第90号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第90号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億5,130万6,000円とするものでございます。補正の内容は、議員期末手当の増額で、財源につきましては、繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第90号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。予算書の8ページ、9ページをお開きください。議会費、職員手当等議員期末手当は発議第4号で議員の期末手当が年間3.05月から3.10月に引き上げられたことに伴う増額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。歳入でございます。今回の補正予算の財源といたしまして繰越金を計上させていただきました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第90号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）に反対の立場で討論を行ないます。

本来なら先ほどの議員提案第4号のときに討論をすべきでした。しかし、私は今度の議会において、こうやって議員提案がなされ、議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、確かに皆さんは述べられましたけれども、私の質疑4つに対しては、きちんと答えていただくことができませんでした。執行部はこういった議員提案がしっかりと通れば予算化しなければならないことは十分承知をしているところでございます。しかし、残念ながら、私自身は議員提案に反対しながら一般会計に賛成するということは立場上、できかねますので、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第90号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第90号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

追加1日程第4. 議案第91号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第4、議案第91号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第91号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,534万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、本年度の納付した消費税の国税分が400万円を超えたため、令和2年度に納付する消費税を事前に中間払いをするためのもので、財源といたしましては下水道使用料でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 議案第91号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細を御説明いたします。

まず歳出から御説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。土木費、都市計画費、総務費、公課費の消費税370万9,000円でございますが、下水道事業の消費税につきましては、下水道使用料の増及び管渠布設工事等の減によりまして、ことし

9月に確定しました平成30年度の消費税額が747万2,800円の納付でございました。うち国税額が588万4,900円となっております。この消費税の国税額が400万円以上となった次年度分につきましては、中間納付が必要とのことで、今回12月と3月、及び次年度の6月にそれぞれ186万8,100円の中間納付をする必要が生じました。このことから、今回は12月と3月分の中間納付分を計上したものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入でございますが、下水道使用料で370万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは、税金の予定納税と一緒に考えてよろしいのでしょうか。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 法人税の中間納付と予定納税と同じような考えでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第91号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第91号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

追加1日程第5. 発議第5号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第5、発議第5号介護保険利用料原則2割負担化の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 趣旨説明に入る前に、昨日、ニュース報道、またきょうの新聞等に掲載されましたように、厚生労働省は昨日16日、介護保険料の自己負担2割の対象

者拡大を見送る方針を示しました。今回、発議しました意見書の内容は、その見送る方針の内容も関係いたします。

介護保険制度の見直しは3年に1度行われますが、次の議論は2020年度に行われ、その際に、今後見直される可能性が考えられますので、これからのことも考え提案し、趣旨説明を行いたいと思います。

発議第5号介護保険利用料原則2割負担化の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提出者は、高鍋町議会議員古川誠、賛成者は、同じく中村末子、八代輝幸、田中義基、永友良和、後藤正弘、緒方直樹の各議員でございます。

それでは、読み上げさせていただくことで、趣旨説明とさせていただきます。

介護保険利用原則2割負担化の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書。現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められています。介護サービスの制限、給付の削減、負担増を行えば、介護が必要な高齢者の生活に困難をもたらし、家族の介護負担をふやすことに直結します。これは、家族の介護による離職者を増加させかねません。また、介護現場では、人手不足が一層深刻化しており、介護福祉士の養成校では、入学者の定員割れが続いています。必要な職員が確保できないため、施設を開設できなかつたり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。

厚生労働省が所管する介護労働安定センターの2018年度実態調査によると、宮崎県は施設介護と訪問介護の正職員の離職率が全国都道府県で2番目に高く、介護現場の人手不足の実態が明らかとなっております。

さらに介護従事者の月額平均賃金は全国都道府県で2番目に低く、介護現場の実態は依然として改善されていません。サービスの削減、負担増の見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできません。高齢化が一層進展していく中、生活の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要なときに利用できる制度への転換は全ての国民の願いであり、同時に介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させる必要があります。

以上の趣旨から、下記のとおり、制度の改善を求めます。1つ、介護保険利用原則2割負担などサービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと。2つ、全ての介護従事者の賃金を引き上げ、労働条件の改善を行うこと。3つ、介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。4つ、必要なときに必要な介護サービスを受けられるよう制度の改善を図ること。5つ、介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年12月17日、宮崎県高鍋町議会、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第5号介護保険利用料原則2割負担化の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件

○議長（青木 善明） 次に、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第22. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第22、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
-

日程第23. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第23、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。
-

- 議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
これで、令和元年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後1時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員